

## パチンコ・パチスロ店営業における新型コロナウイルス感染症の 拡大予防ガイドラインの修正箇所

### 表紙 制定日を訂正

2020年5月14日 → 2020年5月21日

### 1 ページ 最後の行に以下を追加

本ガイドラインについては、今後も、必要に応じて適宜改訂を行います。

### 2 ページ

#### (2) 遊技客の間隔確保（台間ボード、間引き営業）

遊技客の間隔を確保するため台間ボードの活用、または遊技台1台おきに電源を落とした間引き営業を実施する。台間ボードがない店舗は台間に透明ビニールシートの設置も検討する。通路幅が狭い店舗で間引き営業をする場合は、背中合わせが互い違いになるようにして距離を確保する。



#### (2) 遊技客の間隔確保（台間ボード、間引き営業）

遊技客の間隔 （できるだけ2mを目安に（最低1m）を確保するように努める） を確保するため台間ボードの活用、または遊技台1台おきに電源を落とした間引き営業を実施する。台間ボードがない店舗は台間に透明ビニールシートの設置も検討する。通路幅が狭い店舗で間引き営業をする場合は、背中合わせが互い違いになるようにして距離を確保する。

### 3 ページ

#### 4、基本施策

##### (1) 対人距離の確保等

- ① 遊技客間について、対人距離を確保（周囲（側面及び背面も含めて）2メートル程度（遊技機1台おき））。遊技中の遊技客間の対人距離が確保できない場合は、アクリル板や透明ビニールシート等で遮蔽



- ① 遊技客間について、対人距離を確保（周囲は （側面及び背面も含めて）できるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）を確保するように努める。 遊技機1台おき。）。遊技中の遊技客間の対人距離が確保できない場合は、アクリル板や透明ビニールシート等で遮蔽

④ 感染防止のための入場者の整理（整理券、抽選器等を活用するなどして、開店時の列を減らす工夫をするなど、密にならないように対応する。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む。状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限するなどの工夫を検討する）。



④ 感染防止のための入場者の整理（整理券、抽選器等を活用するなどして、開店時の列を減らす工夫をするなど、密にならないように対応する。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者等の入場制限を含む（5（2）③において詳述）。状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限するなどの工夫を検討する）。

#### 4 ページ

### 5、開店前・入場時・営業中の取組み

#### （1）開店前の行列対応

##### ① 来店客の間隔確保

遊技客同士が一定の間隔を確保（2メートル程度）できるように、並び列の工夫や立ち位置テープなどを活用する。



##### ① 来店客の間隔確保

遊技客同士が一定の間隔を確保（できるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）を確保するように努める。）できるように、並び列の工夫や立ち位置テープなどを活用する。

#### （2）入場時の確認

##### ② 手指のアルコール消毒

手指消毒設備を入口に設置し従業員が常駐するなど、入店する遊技客の手指の消毒を徹底する。その際、アルコールアレルギーの遊技客に注意すること、簡易手袋の配布も検討する。

##### ③ 感染症の可能性のある方の確認

遊技客及び従業員の安全を守るため、感染症の可能性のある方のチェックを強化する。また、体調が優れない方の来店は控えていただくように事前案内する。



##### ② 手指のアルコール消毒

手指消毒は、手洗いの励行を前提とし、消毒設備を入口に設置し職員が常駐するなど、入店する遊技客の手指の手洗い消毒を徹底する。その際、アルコールアレルギーの遊技客に注意すること、簡易手袋の配布も検討する。

##### ③ 感染症の可能性のある方の確認

遊技客及び従業員の安全を守るため、感染症の可能性のある方のチェックを強化する。また、体調が優れない方、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、過去14日以内に政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある方の来店は控えていただくように事前案内する。

## 5、開店前・入場時・営業中の取組み

### (3) 営業中時の取組み

#### ② 店内の混雑緩和

通路等で立ち見がないように呼びかけを行う。また、遊技客数が増え密集の恐れがある場合は入場制限を行う。間引き営業の場合は、遊技客同士が間隔（2メートル程度）をとれるよう、1台おきに稼働させるなど、稼働台数の制限などを行う。

※ 入場規制を行う場合は、事前に遊技約款への記載や告知を行い、お断りする際に説明できるように準備すること



#### ② 店内の混雑緩和

通路等で立ち見がないように呼びかけを行う。また、遊技客数が増え密集の恐れがある場合は入場制限を行う。間引き営業の場合は、遊技客同士が間隔（できるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）を確保するよう努める。）をとれるよう、1台おきに稼働させるなど、稼働台数の制限などを行う。

※ 入場規制を行う場合は、事前に遊技約款への記載や告知を行い、お断りする際に説明できるように準備すること

## 6、店内での取組み

### (1) 景品カウンターでの対策

#### ① 景品交換客の間隔確保

景品交換の並び時に遊技客同士が一定の間隔を確保（2メートル程度）できるように、並び列の工夫や立ち位置テープ等を活用する。また、混雑時は貯玉の推奨を図るなど並ばないように工夫する。



#### ① 景品交換客の間隔確保

景品交換の並び時に遊技客同士が一定の間隔を確保（できるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）を確保するよう努める。）できるように、並び列の工夫や立ち位置テープ等を活用する。また、混雑時は貯玉の推奨を図るなど並ばないように工夫する。

## 6、店内での取組み

### (7) 休憩ブース・喫煙ブース利用の際の注意事項の掲示（対面・会話の禁止等）

#### ② 喫煙ブース利用の際の注意喚起

喫煙ブース内での対面会話の禁止や人数制限等、利用方法について注意喚起を行う。



#### ② 喫煙ブース利用の際の注意喚起

人と人との距離をできるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）確保するように勤め、また、喫煙ブース内での対面会話の禁止や人数制限等、利用方法について注意喚起を行う。

8 ページ 最後の行に以下を追加

9、その他の対策

- (3) これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『『新しい生活様式』の実践例』を周知するなどの取組みを行う。